

[事案 2022-182] 契約解除取消請求

・令和6年3月26日 裁定不調

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年10月から令和4年1月まで右乳がんによりA病院に入院し、右乳房上外側部乳がん摘出術を受けたことから、令和3年8月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、給付金は支払われたものの、B病院にて腎機能障害進行の確認のため定期的な検査を受けていたことを告知しなかったとして、告知義務違反を理由に契約が解除された。しかし、以下の理由により、契約解除を取り消してほしい。

- (1) B病院での定期受診の主要目的は甲状腺腫の経過観察であり、保険会社が腎機能障害の検査であると主張する検査項目は、甲状腺腫の経過観察のために一般的に実施される全身検査の一部に過ぎない。
- (2) 医師から腎機能障害との説明を受けたことはなく、腎機能障害であると認識していない。
また、医師から、腎機能障害の進行確認のための定期的な検査を実施しているとの説明を受けたこともない。

<保険会社の主張>

申立人は、B病院において定期的に腎機能障害に関する検査を受けていたが、医師から軽度の腎機能障害であること、および、腎機能障害の進行の確認のための定期検査を行っていることについての説明を受けており、申立人自身も十分にその認識を持っていたため、告知義務違反解除は有効であることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の症状およびその認識等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1) 裁定審査会において質問事項を作成の上、B病院の担当医師に照会した結果、医師が申立人に対して、腎機能障害であり、甲状腺腫瘍の経過観察とともに腎機能障害に関する検査も行っている、ということまでは説明していなかった可能性が否定できない。
- (2) 本件では、甲状腺腫瘍の手術後の定期検査として血液検査を行っており、腎機能についての項目は、経過観察のために実施される血液検査の一部となっているものである。申立人は、本件の告知において、結節性甲状腺腫についての告知はしていることから、仮に医師から、申立人が腎機能障害であり、腎機能障害に関する定期検査も合わせて行っているとの説明がなかったとすると、甲状腺腫の告知に加えて、腎機能に関する経過観察につき告

知をしなかったとしても、申立人に重大な過失があるとまで認めることは難しいものと考えられる。